

## 報告第4号

### 専決処分の報告について

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日提出

富津市長 高橋 恭市

### 報告理由

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第9号

専決処分書

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和3年9月10日 午後1時45分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、本市作業員が相手方の所有する軽トラックのあおりを開けたところ、バンパー部分を破損させた。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、27,500円を支払う。  
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和3年10月15日

富津市長 高橋 恭市